

情報提供の在り方について

1. 関係者の連携による情報の提供

現在、自動車補修に用いられるリユース部品、リビルト部品の多くは、自動車整備事業者や車体整備事業者（以下、自動車整備事業者等という。）等を通じて自動車ユーザーに提供されている。

このため、「自動車のリサイクル部品の利用促進のためのガイドライン」（国土交通省平成14年5月公表）で示された関係事業者の役割を踏まえ、リユース部品、リビルト部品の供給事業者と自動車整備事業者等が連携し、自動車ユーザーに対して必要な情報提供に取り組んでいくことが重要と考えられる。

リユース部品、リビルト部品の供給事業者と自動車整備事業者等の役割

リサイクル部品供給事業者	
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車整備事業者等にリサイクル部品の点検内容や保証について適切に伝える ・自動車整備事業者等の自動車ユーザーへの対応を支援する ・万一不具合があったら、自動車整備事業者等をサポートし、現実的で円満な解決を図る 	
自動車整備事業者等	
<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル部品を紹介、それぞれの特徴も説明 ・部品が無い場合でもしばらく待つと部品が入荷される可能性があることを説明 ・不具合があった場合はリサイクル部品供給事業者と連携して自動車ユーザーの満足度を高めるべく対応する 	

出所：自動車のリサイクル部品の利用促進のためのガイドライン（国土交通省 平成14年5月公表）

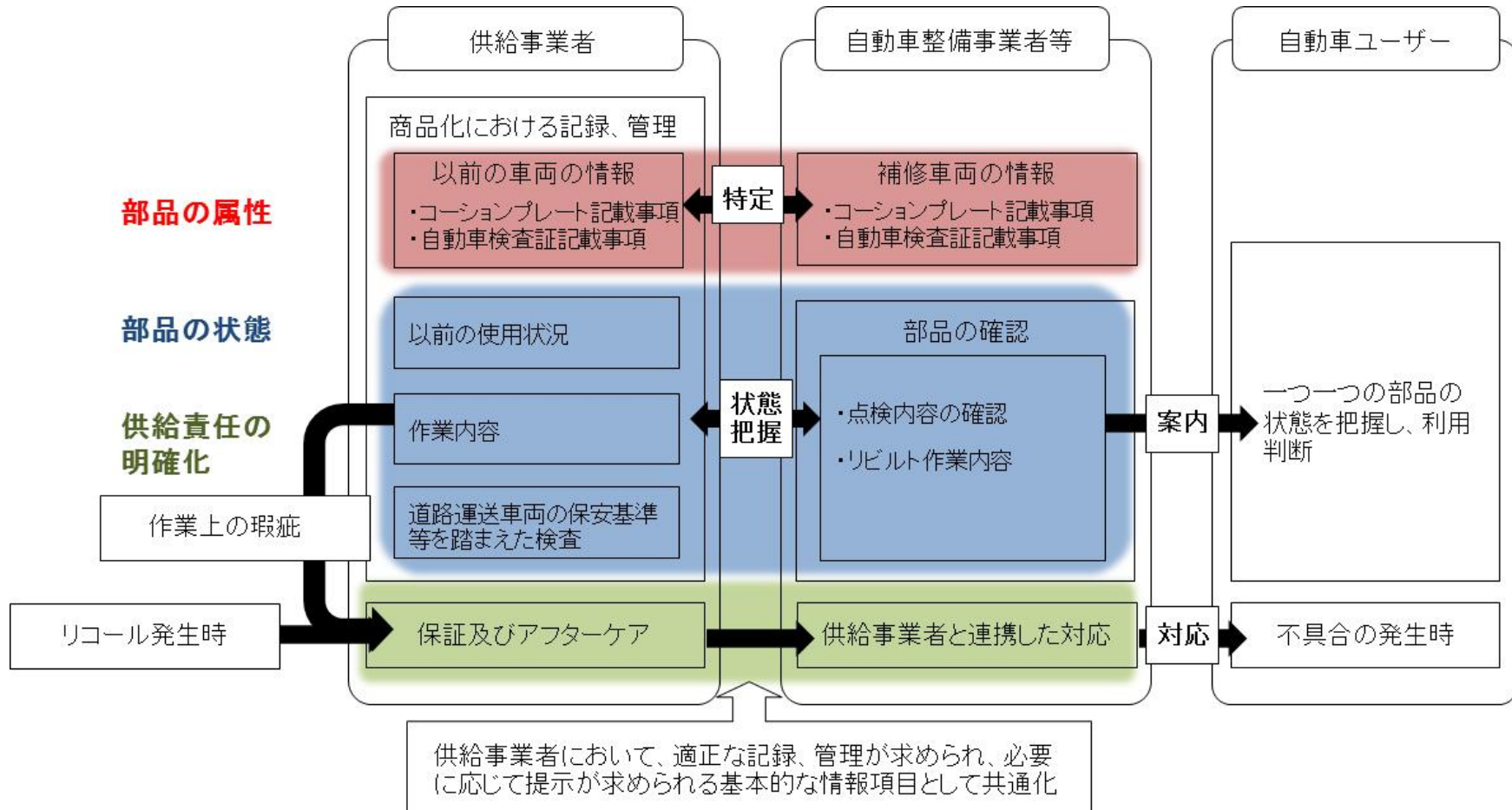
2. 共通化を図る情報の範囲

共通化を図る情報項目は、リユース部品、リビルト部品の利用選択に至るまで必要な情報のほか、これら部品の使用後において不具合発生時の対応まで考慮して検討していくことが適当と考えられる。

共通化を図る情報の範囲

部品の属性に関する情報	補修車両に適合する部品を特定するために必要となる、部品取りを行った車両に関する情報
部品の状態に関する情報	一つ一つの部品の状態を把握するために必要となる、使用履歴、商品化工程での作業内容、検討結果などに関する情報
供給責任の明確化に関する情報	不具合等が発生した際に円滑に対応するため、供給事業者等に関する情報

共通化を図る情報の範囲の概要



3. 共通化を図る情報項目

リユース部品、リビルト部品は、部品の種類ごとに構造、機能は異なり、部品の状態を把握するために必要となる情報項目も異なると考えられる。従って、規格策定に当たっては、**部品の種類に依らず共通する情報項目を規定することが適当**と考えられる。

なお、自動車補修部品としてリユース部品、リビルト部品に対して求められる基本機能等は、国内流通、輸出とも本質的に変わるものではないと考えられることから、共通化を図る情報項目は海外の事情も考慮した上で、議論されることが求められる。

(1) 部品の属性に関する情報

補修車両に適合するリユース部品、リビルト部品を特定するため、部品取りした車両のコーションプレート並びに自動車検査証に記載された車両情報が確認され、部品と紐付けして管理される必要がある。

規格策定において共通化を図る情報項目としては、「自動車のリサイクル部品の利用促進のためのガイドライン」で示されたコーションプレート、自動車検査証の記載事項に加え、『部品番号』、さらにリコール対応状況を明確にするため、『リコール届出番号』、『リコール届出番号に対応した改善措置の実施状況』などを新たに追加することが適当と考えられる。

部品の属性に関する情報項目案

自動車検査証記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初年度登録年月 ・ メーカー名 ・ 型式 ・ 車台番号 ・ 原動機の型式 ・ 燃料の種類 ・ 型式指定番号 ・ 類別区分番号
コーションプレート記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フル型式</u> ・ カラーコード（外装部品の場合） ・ トリムコード（内装部品の場合） ・ ミッション形式 ・ アクスル形式
<u>部品番号</u>	・ <u>部品番号</u>
<u>リコール対応状況</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>リコール届出番号</u> ・ <u>改善措置の実施状況</u>

※ 下線の情報項目は、自動車のリサイクル部品の利用促進のためのガイドライン（国土交通省平成14年5月公表）に追加した情報項目

(2) 部品の状態に関する情報

リユース部品、リビルト部品の状態を把握するために必要となる情報を適正に提供するため、部品取りした車両の使用状況、商品化に際し実施した作業内容、部品の状態の評価（検査）結果などが記録され、部品と紐付けて管理される必要がある。

規格策定において共通化を図る情報項目としては、「自動車のリサイクル部品の利用促進のためのガイドライン」で示された利用に当たって確認が必要な点検、作業内容に加え、リユース部品では、商品化際して実施した『作業内容』、部品取りを行った車両の使用状況として『走行距離』、使用済自動車として保管していた『不動期間』、また、リビルト部品では、『構造、性能等の変更内容』などを新たに追加することが適当と考えられる。

部品の状態に関する情報項目案

リユース部品	<ul style="list-style-type: none">・アセンブリ（ASSY）の範囲・部品の過不足・<u>商品化に際し実施した作業内容</u>・点検項目と点検結果・<u>以前の使用状況（走行距離など）</u>・<u>不動期間</u>・<u>保証及びアフターケアの内容</u>
リビルト部品	<ul style="list-style-type: none">・分解、清掃作業の実施状況・コアの検査の実施状況・コアの検査の基準・構成部品の交換や修正の内容・再組立作業の内容・<u>構造、性能等の変更内容</u>・完成品テストの実施状況・保証及びアフターケアの内容

※ 下線の情報項目は、自動車のリサイクル部品の利用促進のためのガイドライン（国土交通省平成14年5月公表）に追加した情報項目

(3) 供給責任に関する情報

リユース部品、リビルト部品に不具合が発生した場合には、第一次責任はこれら部品の供給事業者が負うことになり、供給事業者は自動車整備事業者等と連携し、自動車ユーザーに対する円滑な対応が求められる。このため、供給した部品が、その使用を終了する段階まで、供給事業者等に関する情報が明確にされる必要がある。

規格策定において共通化を図る情報項目としては、以下の項目が該当すると考えられる。

供給責任に関する情報項目案

供給事業者等に係る情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供給事業者名又はその略号 ・ 販売元又はその略号 ・ 商品化した年月又はその略号
販売後の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車整備事業者等名

4. 自動車ユーザーに対する判りやすい情報提供の方法

必要な情報について十分に配慮したとしても、その情報が十分に提供されなかったり、自動車ユーザー等に伝わらなかったりすることも想定される。そのため、その原因を分析しつつ、情報提供の方法について合わせて検討することも重要となる。

このため、自動車ユーザーに対して提供する情報は理解しやすさになどに配慮して、提示する情報項目を限定することや、供給事業者において定性的な表現に直して提示することも考えられる。

なお、提示方法を工夫する場合であっても、自動車ユーザー等からの求めに応じ、必要な情報が提供できるよう、原データの適切な管理が必要である。

例 オートオークションにおける外装評価の例

補助評価	内容	目安
A	加修の必要がないもの	小傷、小凹、良好な補修跡が少々あるもの
B	軽微な加修が必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽微な加修を必要とする傷、凹があるもの ・ 多少の補修跡があるもの ・ 軽微な錆等が少数まで ・ ガラスにヒビ割れ、小傷があるもの ・ 上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
C	加修を必要とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加修を必要とする傷、凹があるもの ・ 補修波があり色ムラ、ボケが多少あるもの ・ 錆、腐食が多少あるもの ・ 交換を要するガラスの割れ、目立つ傷があるもの ・ 上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
D	大きな加修を必要とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加修を必要とする大きな傷、凹が多数あるもの ・ 加修を必要とする錆、腐食が多数あるもの ・ 上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
E	再生が容易でないもの	上記以上のもの

出所：中商連オートオークション検査基準（抜粋）